

1 食育基本法

「食育基本法」（平成17年法律第63号）は、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17（2005）年6月に公布され、同年7月に施行されました（図表1）。

同法においては、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

また、食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが課題とされています。

さらに、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならないと定められています。

図表1 食育基本法の概要

食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務等

- (1) 基本理念及び国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画等

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議等

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25人以内で組織する。
- (2) 都道府県は都道府県食育推進会議、市町村は市町村食育推進会議を置くことができる。

2 食育推進基本計画

食育基本法第16条では、農林水産省に設置される食育推進会議において、食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成することと定められています。

これに基づき、令和3（2021）年3月には、それまでの食育に関する取組の成果と課題を踏まえ、「第4次食育推進基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）が決定されました。この第4次基本計画は、令和3（2021）年度からおおむね5年間を対象とし、食育の推進に当たっての基本的な方針や目標を掲げるとともに、「食育の総合的な促進に関する事項」として取り組むべき施策等を提示しています。

基本的な方針としては、3つの重点事項（（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、（2）持続可能な食を支える食育の推進、（3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進）が定められています（図表2）。

図表2 第4次食育推進基本計画（概要）

第4次食育推進基本計画（概要）

（令和3（2021）年度からおおむね5年間）

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点事項

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2. 基本的な取組方針

- （1）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- （2）食に関する感謝の念と理解
- （3）食育推進運動の展開
- （4）子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- （5）食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- （6）我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- （7）食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を設定

2. 食育の推進に当たっての目標

- （1）食育に関心を持っている国民を増やす
- （2）朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- （3）地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- （4）朝食を欠食する国民を減らす
- （5）学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- （6）栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- （7）生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす

- （8）ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- （9）食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- （10）農林漁業体験を経験した国民を増やす
- （11）産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- （12）環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- （13）食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- （14）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- （15）食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
- （16）推進計画を作成・実施している市町村を増やす

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

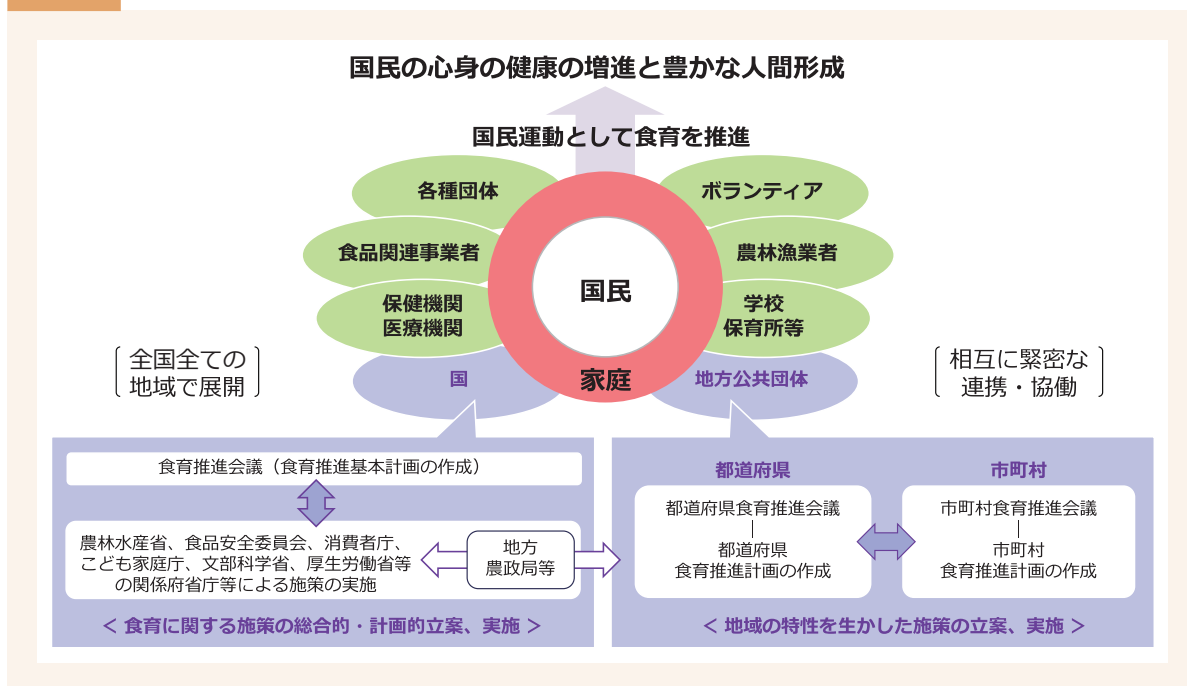
1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

3 食育に関する施策の推進体制

農林水産省は、基本計画の作成及び推進に関する事務を担っています¹。そして、食品安全委員会、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等との連携を図りながら、政府として一体的に食育の推進に取り組んでいます。

国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を国民運動として推進しています（図表3）。

図表3 食育推進体制



1 平成27(2015)年9月に公布、平成28(2016)年4月に施行された「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）により、内閣府で担当していた基本計画の作成及び推進に関する事務は、平成28(2016)年4月1日に全て農林水産省に移管。